

はじめに

国際社会においては、昭和 23 年（1948 年）に国連総会において世界人権宣言が採択され、以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ「児童の権利に関する条約」等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

さらに、人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連 10 年」（1995–2004 年）を実施した。その後、平成 17 年（2005 年）から人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を開始し、現在は第 3 フェーズ（2015–2019 年）に取り組んでいるところである。

大阪府教育委員会では、昭和 42 年（1967 年）に「同和教育基本方針」を策定し、「国民的課題」であり、「我が国固有の人権問題」である同和教育の解決に向けて同和教育を積極的に推進してきた。この中では、児童・生徒の就学を促進し、学力を向上させ、その可能性を最大限に伸ばし、教育の機会均等と進路の保障に努めるため、互いが切磋琢磨し支え合う集団づくりや参加型学習等指導方法の工夫・改善、校種間連携、職場体験など、多様な取組により、長欠や不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果を上げるとともに、子どもたちに豊かな人権感覚を育んできた。

この経験を生かし、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するために、平成 11 年（1999 年）3 月、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」を策定した。

「人権教育基本方針」では、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を示し、「人権教育推進プラン」では、人権教育について、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の 3 側面から基本方向を示し、学校教育、社会教育での具体的施策の推進方向を示した。

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の実施に当たっては、国・府の関係部局、市町村等の行政機関、関係諸機関・団体等と連携し、人権が尊重された社会をめざす施策や教育の推進に努めることで、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、いじめや虐待など子どもの人権に関わる問題が顕在化し、子どもの貧困問題、性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題が生起するなど、人権に関する課題は非常に多様化・複雑化している。一方、平成 12 年（2000 年）施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成 14 年（2002 年）策定の「人権教育・啓発に関する基本計画」に加え、文部科学省が平成 20 年（2008 年）に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表するなど、人権に関わる法律や制度の整備は大きく進展した。また、大阪府においても、平成 13 年（2001 年）に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を定め、この方針に基づく施策を推進するために平成 17 年（2005 年）に策定した「大阪府人権教育推進計画」を平成 27 年（2015 年）改訂した。

このような人権問題をめぐる社会状況の変化を踏まえて、この度、大阪府教育庁では、平成 11 年（1999 年）3 月に策定した「人権教育推進プラン」を改訂することとした。

新たな「人権教育推進プラン」は、基本視点・基本方向を継続したうえで、新たに生起した課題も含めた様々な人権問題の解決に向けて、これまでに整備された法律や制度に基づいて、具体的施策を推進するための人権教育推進の方向性を示している。

また、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」については、今後、人権問題をめぐる情勢の変化に対応し、必要に応じて所要の修正・更新を行うものとする。